

＜在宅対応に係る体制＞

更新日：2026年9月18日

【本リストの利用にあたって】

- 本リストは、地域において在宅訪問（訪問薬剤管理指導/在宅医療管理指導）を行う薬剤師と在宅勤務に係る薬剤師（医療用医薬品の取扱いや無承認配剤利用の可否等）をとりまとめたものです。新卒に薬剤師の在宅訪問を希望される際などにご参照ください。
- かつうがいの薬剤師、薬剤生におかれ、新たに在宅訪問の希望がある場合は、当該薬剤師にご相談ください。
- 本リストは、在宅薬剤師の総数の暫定数リスト（暫定の薬剤師）を目的としたものではありません。
- 期間外の態勢対応が必要な場合は、
- ①薬剤による在宅訪問（訪問薬剤管理指導/在宅医療管理指導）を受けている、当該薬剤師ご連絡ください。
- ②薬剤師による在宅訪問（訪問を受けていない/外来）は、外資対応に係る薬剤師リストからご希望薬剤師へ、休日当番薬剤師リストをご参照の上、お問合せください。

[illegible]

【注釈】

- [illegible]

※7：医療的ケア等の小児への在宅訪問に対応する薬剤です。どのような調剤業務に対応できるかなど、具体的な内容は薬剤にご相談ください。

【本リストに添する照合甘光（地産の薬所の算額）】

○本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちにフォームよりデータの修正を行ってください。また、本リストへの掲載を希望する薬剤（薬剤師会の会員・非会費を問いません）の方も群馬県薬剤師会までご連絡ください。